

## 産業廃棄物処分量許可証

住所 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根荒屋敷3番地1

氏名 有限会社共同産業 代表取締役 高橋 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成30年10月7日

許可の有効年月日 平成35年10月6日

## 1. 事業の範囲

## (1) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破碎物であるものを除く。)

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 木くず
- ・ 金属くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず (これらのうち廃石膏ボードを除く。)
- ・ がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

以下余白

## (2) 中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破碎物であるものを除く。)

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 木くず
- ・ 金属くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず (これらのうち廃石膏ボードを除く。)
- ・ がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 破碎施設Ⅰ

- ア 設置場所 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3、51番1、52番1、52番2、53番、54番及び55番3並びに徳兵衛新田13番1及び14番1
- イ 設置年月日 平成7年12月20日
- ウ 処理能力 がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)  
344t/日 (43t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成13年11月20日
- オ 設置許可番号 資循第24-55号
- カ 保管施設 別表のとおり

## (2) 破碎施設Ⅱ

- ア 設置場所  
・ (固定式) 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3、51番1、52番1、52番2、53番、54番及び55番3並びに徳兵衛新田13番1及び14番1

(以下、裏面記載)

・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3、51番1、52番1、52番2、53番、54番及び55番3並びに徳兵衛新田13番1及び14番1)  
 イ 設置年月日 平成8年6月30日  
 ウ 処理能力 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。) 46t/日  
 金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物及び廃石膏ボードを除く。) 30t/日

エ 設置許可年月日 平成18年11月24日  
 オ 設置許可番号 第106007-14号  
 カ 保管施設 別表のとおり

(3) 破砕施設Ⅲ

ア 設置場所  
 ・ (固定式) 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3、51番1、52番1、52番2、53番、54番及び55番3並びに徳兵衛新田13番1及び14番1  
 ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3、51番1、52番1、52番2、53番、54番及び55番3並びに徳兵衛新田13番1及び14番1)  
 イ 設置年月日 平成17年4月30日  
 ウ 処理能力 木くず 168.3t/日

エ 設置許可年月日 平成18年11月24日  
 オ 設置許可番号 第106802-13号  
 カ 保管施設 別表のとおり

(4) 破砕施設Ⅳ

ア 設置場所  
 ・ (固定式) 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3、51番1、52番1、52番2、53番、54番及び55番3並びに徳兵衛新田13番1及び14番1  
 ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3、51番1、52番1、52番2、53番、54番及び55番3並びに徳兵衛新田13番1及び14番1)  
 イ 設置年月日 平成24年4月12日  
 ウ 処理能力 木くず 114.8t/日 (14.35t/時間)

エ 設置許可年月日 平成24年4月12日  
 オ 設置許可番号 第112082-2号  
 カ 保管施設 別表のとおり

(5) 移動式破砕施設

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下47番1)  
 イ 設置年月日 平成7年8月1日  
 ウ 処理能力 がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。) 600t/日 (75t/時間)

エ 設置許可年月日 平成13年8月31日  
 オ 設置許可番号 資循第24-58号

以下余白

3. 許可の条件

移動式破砕施設による破砕処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和57年10月 7日 当初許可

平成 5年10月 7日 更新許可  
平成 7年 8月 1日 事業範囲の変更許可（事業の範囲にがれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）の中間処理（移動式破碎処理施設による破碎処理）を追加したこと。）  
平成 7年12月20日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に木くずの中間処理（焼却処理）を追加したこと。）  
平成10年10月 7日 更新許可  
平成14年 9月 6日 事業範囲の変更許可（事業範囲に紙くずの中間処理（焼却処理）を追加したこと。）  
平成14年 9月 6日 変更届出書受理（保管設備を変更したこと。）  
平成15年10月 7日 更新許可  
平成19年 6月25日 事業範囲の変更許可  
(1) 中間処理（焼却処理）の保管施設を変更したこと。  
(2) 事業の範囲に廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの中間処理（破碎処理）を追加したこと。  
(3) 事業の範囲に廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの中間処理（移動式破碎処理）を追加したこと。  
平成20年10月 2日 変更届出書受理（事業の範囲から廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類の最終処分（埋立処分）を削除したこと。）  
平成20年10月 7日 更新許可  
平成24年 5月29日 変更届出書受理（木くずの破碎施設Ⅳを追加したこと。）  
平成25年10月 6日 変更届出書受理（中間処理（焼却処理）を廃止したこと。）  
平成25年10月 7日 更新許可  
平成30年10月 7日 更新許可  
以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白

別表（保管施設の概要）

(1) 保管施設Ⅰ（破碎施設Ⅰに関するもの）

所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3、51番1、52番1、52番2、53番、54番及び55番3並びに徳兵衛新田13番1及び14番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）	3.0	144	144	230	屋外
処分後の保管	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）	3.0	144	144	230	屋外

(2) 保管施設Ⅱ（破碎施設Ⅱに関するもの）

所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3、51番1、52番1、52番2、53番、54番及び55番3並びに徳兵衛新田13番1及び14番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	6.84	8.2	2.46	鉄製コンテナ(1個)保管(屋外)
処分後の保管	廃プラスチック類	—	6.84	8.2	2.46	鉄製コンテナ(1個)保管(屋外)
処分のための保管	金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず	—	6.84	8.2	7.74	鉄製コンテナ(1個)保管(屋外)
処分後の保管	金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず	—	6.84	8.2	7.74	鉄製コンテナ(1個)(屋外)

(3) 保管施設Ⅲ（破碎施設Ⅲ、破碎施設Ⅳに関するもの）

所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3、51番1、52番1、52番2、53番、54番及び55番3並びに徳兵衛新田13番1及び14番1

廃棄物の種類		保管高さ(m)	保管面積(m <sup>2</sup> )	保管体積(m <sup>3</sup> )	保管重量(t)	備考
の 保 管 処 分 の た め	木くず	—	144.0	122.7	61.35	建屋内保管
保 管 処 分 後 の	木くず	—	67.5	45.0	22.5	建屋内保管

以下余白

JOY